一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道沙流郡平取町
二　地域再生計画の名称　「人が集い、町がにぎわい、仕事を創り、町を育む」～びらとり町民チャレンジプロジェクト～
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道沙流郡平取町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（五の六）

○内閣府告示第三百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道様似郡様似町
二　地域再生計画の名称　アポイ岳ユネスコ世界ジオパークによるまちづくり
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道様似郡様似町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道河西郡更別村
二　地域再生計画の名称　さらべつまるごとブランディング未来計画
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道河西郡更別村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道河西郡更別村
二　地域再生計画の名称　さらべつ版ＣＣＲＣ未来計画
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道河西郡更別村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道中川郡幕別町
二　地域再生計画の名称　アスリートと創るオリンピアンの町創生事業
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道中川郡幕別町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道川上郡弟子屈町
二　地域再生計画の名称　魅力ある弟子屈高校支援・弟子屈町人材育成プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道川上郡弟子屈町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県
二　地域再生計画の名称　「青森県型地域共生社会」の実現に向けた地域機能強化推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　青森県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県
二　地域再生計画の名称　２０２０年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした青森の「観光と食」の魅力発信計画
三　地域再生計画の区域の範囲　青森県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県
二　地域再生計画の名称　若者地元定着推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　青森県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県
二　地域再生計画の名称　地域資源と技術を活用した県内企業競争力強化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　青森県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）